

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成29年2月28日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

報告事項

- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
報第 2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
報第 4号 作付変更届について
報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について

出席委員 34名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 渡 邊 一 英 委員 | 2番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 3番 嘉 藤 太加雄 委員 | 4番 藤 田 吉 則 委員 |
| 5番 栗 原 一 郎 委員 | 6番 野 崎 文 夫 委員 |
| 7番 五十嵐 秀 一 委員 | 8番 蒲 澤 正 委員 |
| 9番 大 桃 伸 之 委員 | 10番 眞 野 薫 委員 |
| 11番 坂 井 良 雄 委員 | 12番 大 竹 正 信 委員 |
| 13番 原 正 利 委員 | 14番 羽 生 俊 昭 委員 |
| 15番 刈 屋 一 夫 委員 | 16番 佐 藤 満 委員 |
| 17番 捧 譽 委員 | 18番 内 山 清 委員 |
| 19番 佐 藤 裕 雄 委員 | 20番 村 井 善一郎 委員 |
| 21番 阿 部 新一郎 委員 | 22番 阿 部 眞佐雄 委員 |
| 23番 田 邊 稔 委員 | 24番 阿 部 銀次郎 委員 |
| 25番 清 野 秀 作 委員 | 26番 星 野 英 治 委員 |
| 27番 内 山 敏 雄 委員 | 28番 渡 邊 勝 夫 委員 |
| 29番 熊 倉 睦 委員 | 30番 原 田 勝 委員 |
| 31番 小 林 茂 宏 委員 | 32番 坂 井 浩 行 委員 |

欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	清 水 学
経営基盤係副参事	渡 辺 正 美
経営基盤係主任	高 野 久美子
経営基盤係 一般任用主事	左 居 香

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時30分 三條新聞社傍聴)

議長 (野崎会長)

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

(挨拶 略)

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、出席34名、欠席ゼロで会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。8番、蒲澤正委員、29番、熊倉睦委員を指名をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議第1号の審議に当たり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、議長を2番、村山佐喜雄会長代理に交代いたします。

(会長 野崎文夫委員退席、会長代理 村山佐喜雄委員議長席に着く)

議長 (村山会長代理)

よろしくお願い申し上げます。早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

なお、3番、嘉藤太加雄委員、6番、野崎文夫委員、10番、眞野薫委員、24番、阿部銀次郎委員、27番、内山敏雄委員、29番、熊倉睦委員、34番、廣川哲也委員、以上の委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いします。

(午前9時40分 3番嘉藤太加雄委員、6番野崎文夫委員、
10番眞野 薫委員、24番阿部銀次郎委員、
27番内山敏雄委員、29番熊倉 睦委員、
34番廣川哲也委員退席)

議長 (村山会長代理)

それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきましてご説明を申し上げます。

2ページをご覧ください。今月の申請は2件で、合計面積5,677.14㎡であります。

なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告をいただいた案件であります。

1ページへお戻りをお願いいたします。1050番は、川通西町地内の農地1筆、434㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

1051番は、西中地内外の農地計29筆、5,243.14㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約〇〇万〇,〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきましてご説明を申し上げます。

16ページをご覧ください。今月の申請は、新規設定27件、面積11万5,586.31㎡、再設定12件、面積7万676㎡、合計では39件、面積18万6,262.31㎡であります。

それでは、戻りまして3ページの1052番から順にご説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1052番から11ページの1078番までの27件は、それぞれ新規に利用権を設定するものであります。

1052番は塚野目3丁目地内の農地3筆、1,175㎡、1053番は同じく塚野目3丁目地内の農地1筆、495㎡、1054番は東鱈田地内の農地2筆、1,460.65㎡、1055番は貝喰新田地内の農地2筆、6,626㎡、4ページをお願いいたします。1056番は茅原地内の農地1筆、3,676㎡、1057番は庭月地内の農地4筆、1,974㎡、1058番は牛ヶ首地内の農地1筆、945㎡、1059番は中浦地内の農地5筆、1,601.30㎡、1060番は東鱈田地内の農地5筆、2,877㎡、1061番は金子新田地内外の農地計2筆、5,903㎡、1062番は下保内地内の農地1筆、641㎡、1063番は新光町地内外の農地計2筆、1,975㎡、6ページをお願いいたします。1064番は金子新田地内外の農地計18筆、2万4,101㎡、1065番は東鱈田地内の農地1筆、1,766㎡、1066番は金子新田地内の農地1筆、851㎡、1067番は諏訪3丁目地内の農地2筆、878㎡、1068番は上須頃地内の農地7筆、5,015㎡、8ページをお願いいたします。1069番は荻島地内外の農地計5筆、2,154㎡、1070番は笹岡地内の農地1筆、695㎡、1071番は福岡地内外の農地計12筆、8,115㎡、1072番は桑切地内の農地2筆、1,496㎡、1073番は上大浦地内の農地9筆、8,959㎡、

1074番は北五百川地内の農地1筆、977㎡、10ページをお願いいたします。1075番は三柳地内の農地4筆、2,557.91㎡、1076番は上保内地内の農地19筆、6,662.45㎡、1077番は笹岡地内ほかの農地計4筆、7,489㎡、1078番は東光寺地内の農地8筆、1万4,521㎡、以上27件は新規にそれぞれ利用権を設定するものでございます。

次の1079番から15ページの1090番までの12件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告願います。

第1調査部会長は、私の隣に着席をお願いします。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

それでは、第1調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第1調査部会では、2月24日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時34分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転2件、新規設定27件、再設定12件、合計件数41件、面積19万1,939.45㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

しばらくにしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（村山会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いします。

(午前9時49分 3番嘉藤太加雄委員、6番野崎文夫委員、
10番眞野 薫委員、24番阿部銀次郎委員、
27番内山敏雄委員、29番熊倉 睦委員、
34番廣川哲也委員着席)

議長（村山会長代理）

退席された委員に報告します。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり承認することに決しました。

ありがとうございました。それでは、議長を交代いたします。

(会長代理 村山佐喜雄委員退席、会長 野崎文夫委員議長席に着く)

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』ご説明をいたします。

17ページをご覧ください。三条市長からの諮問書の写しでございます。

次の18ページは、議第2号の参考としまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条を添付させていただきました。

本議案は、同法第19条第2項の規定に基づき三条市が作成する農用地利用配分計画（案）について、同法第19条第3項の規定により、当農業委員会の意見を求められているものでございます。

19ページをご覧ください。今月の配分計画（案）は、耕作者の変更に伴う利用権移転1件、面積2,120㎡であります。

1番は、昨年1月の総会におきまして異議ないものとして、同年3月に県公告がされました利用配分計画のうち、記載の笹巻地内の農地2筆、2,120㎡について耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権を移転するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、利用権移転1件、

面積2, 120㎡で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めるという意見でありました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

16番、佐藤委員。

16番（佐藤 満委員）

先回に関しては、畑ばかりだったけど、今回は田が入っておりまして、またこれに対して農地中間管理機構を使うということですが、これに〇〇〇〇〇君は機械購入はないと思うんですけども、その点どういうふう判断を下したのか聞きたいです。

議長（野崎会長）

事務局。

事務局（清水事務局長）

基本的に、今佐藤委員おっしゃられるとおり、先月利用権設定をされた、要は芋を生産して、生産から販売まで行うという中で、それで今回の土地については先ほどご説明申し上げたとおり、昨年利用配分計画で、今記載の〇〇さんが利用権を設定をしておったところでございますが、今回要は先回のものに合わせて耕作をしたいということで、解約ではなくて利用権の移転をするという形でされたもので、機械等についてはなく、要は実は転作畑として使うということで私のほうでは聞いております。

農地中間管理事業につきましては、田んぼだけではなくて、畑の利用も基本的にはオーケーだったというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

よろしいですか。

16番（佐藤 満委員）

はい。

議長（野崎会長）

ほかにはございませんか。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申します。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

なお、28番、渡邊勝夫委員は農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

（午前9時55分 28番渡邊勝夫委員退席）

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

21ページをご覧ください。今月の申請は6件で、合計面積1万8,115㎡であります。

20ページにお戻りをお願いいたします。68番は、北野新田地内の農地1筆、233㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

69番は、東本成寺地内の農地2筆、57㎡を譲り受け人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

70番は、大島地内の農地4筆、3,073㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

71番は、月岡4丁目地内の農地1筆、80㎡を譲り受け人が耕作の都合により交換するものでございます。

72番は、帯織南地内の農地1筆、5,536㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、贈与により取得するものであります。

73番は、笹岡地内外の農地計7筆、9,136㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果報告をお願いいたします。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの3件、贈与によるもの1件、交換によるもの1件、使用貸借によるもの1件、合計件数6件、面積1万8,115㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いいたします。

（午前9時59分 28番渡邊勝夫委員着席）

議長（野崎会長）

退席委員に報告します。

議第3号『農用法第3条第1項の規定による許可申請について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり承認することに決しました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

22ページをご覧ください。今月の申請は2件で、合計面積1,349㎡であります。

22番は、直江町3丁目地内の農地1筆、971㎡を共同住宅1棟及び駐車場18台の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、国道8号直江町3丁目交差点北西350m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

23番は、福島新田地内の農地1筆378㎡を資材置き場及び駐車場5台の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、三条市役所栄庁舎北側900m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

12番、大竹正信委員。

第1 調査部会長（1 2 番大竹正信委員）

議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数2件、面積1, 349㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

26ページをご覧願います。今月の申請は10件で、合計面積2万7, 939㎡であります。

23ページへお戻りをお願いします。

83番は、興野3丁目地内の農地2筆、2, 022㎡を売買により取得し、宅地造成8区画及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇, 〇〇〇円であります。場所につきましては、国土交通省長岡国道事務所三条国道出張所北側200m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

84番は、西裏館2丁目地内の農地2筆、1, 920㎡を売買により取得し、南側既存駐車場1, 920㎡と一体利用し、西側既存宅地に整備を予定しているスポーツ文化交流複合施設の駐車場79台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は1㎡当たり約〇万〇, 〇〇〇円であります。場所につきましては、旧三条市体育文化センター東側100m付近で、都市計画用途地域の準工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

85番は、新光町地内の農地1筆、148㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円です。場所につきましては、にじいろ保育園北側200m付近で、500m以内に教育施設と医療施設があり、かつ申請地東側市道に水道、ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

86番は、栗林地内の農地1筆、177㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円です。場所につきましては、上林小学校北側450m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

87番は、北入蔵2丁目地内の農地1筆、636㎡を賃貸借権の設定により、駐車場25台の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、県立三条東高等学校南西200m付近で、500m以内に教育施設と医療施設があり、かつ申請地東側市道に水道、ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

24ページをお願いいたします。88番は、上保内地内の農地2筆、312㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円です。場所につきましては、保内駅南東100m付近で、300m以内に駅がある農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

89番は、諏訪三丁目地内の農地6筆、2,305㎡を賃貸借権の設置により、店舗1棟及び駐車場24台の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、月岡小学校東側700m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

90番は、下須頃地内の農地10筆、5,387㎡を売買により取得し、既存雑種地等308㎡と合わせ、貸し店舗1棟、査定場1棟及び車両展示場の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円です。場所につきましては、須頃保育所南側200m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

91番は、帯織地内の農地2筆、264㎡を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場3台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇、〇〇〇円です。場所につきましては、帯織駅西側250m付近で、300m以内に駅がある農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

92番は、高安寺及び大面地内の農地25筆、1万4,768㎡を賃貸借権の設定により、特別高圧送電線鉄塔建てかえ工事に伴う工事作業用地、資材仮置き場等の用地として、平成29年4月1日から平成29年10月20日まで、一時転用地として利用したいものでございます。場所につきましては、大面小学校南東600m付近を初め、見附市境界までの4カ所で、農振農用地区域内の農地であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数10件、面積2万7,939㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、90番及び92番を除き、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、83番から89番及び91番の案件、合計8件については許可することとし、90番及び92番の案件、合計2件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第1調査部会長は自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号から報第5号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言をいただきたいと思います。

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会開催案内をお願いします。

第2調査部会長、21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。年間会議予定では3月24日午後2時となっておりますが、3月24日午後3時からとし、厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は27日午後3時開会を予定しております。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、大変ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時17分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 8 番）

議事録署名委員（29番）
